

## 第3章 東南アジア

はじめに

東南アジア諸国を地理的に定義するにはいくつかの説があるが、ここでは、大まかに、ミャンマー（ビルマ）以東フィリピン以西、ベトナム以南インドネシア以北の諸国と考える。これには大陸部ではミャンマーとタイさらにベトナム、ラオスとカンボジアというインドシナ三国があり、島嶼部にはマレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシアとフィリピンという合計一〇カ国が含まれる。この地域は、人種、言語における著しい多様性を特徴としており、現在の国家が西欧植民地を起源としているところから、国境線と人種ないし民族は必ずしも一致しない。

そこでは、このような多様性を前提としながら、まずインド文化の影響によってあちこちに「国家」が成立し（Coedes : 1968）、やがて、それに大陸部では上座部仏教が、島嶼部ではイスラムが履いかぶさりながら、その範囲を拡大していく。これとは別にベトナムは中国儒教の影響を受けている。フィリピン北部ではイスラムがたどりつく前に、スペイン支配によりカソリシズム

が導入された。

イスラムの後を追うように、東からはポルトガル、西からはスペインというヨーロッパ・カンリック帝国が進出してくる。これらも後発のイギリス、オランダさらにフランスという新興諸国家に押され、スペインはフィリピンを確保したものの、ポルトガルはチモールやマラッカ（後者も後にオランダ領となる）という小地域に限定された。西欧における産業資本主義の確立とともに、植民地支配もしだいに安定し、十九世紀末には現在の国家の原型はできあがった。そこでは、いずれの国においても、西欧宗主国から導入された移入法が国家法としての地位を獲得する一方、かつてその地位を有していた固有法の多くは、単なる慣習法たる非国家法におとしめられたのである。法の二重構造の成立である。それは、国内に多数のエスニシティを抱えているという点に注目すれば、多元構造ともいうことができる。

東南アジア全域は、第二次大戦中の日本の占領期間を経て、その敗北による戦争の終結と戦後の混乱の後、その多くが独立を達成した。社会主義の道を歩んだベトナムから市場経済を重視したシンガポールまで、採用された政治・経済体制は多様であるとはいえ、これら新興独立諸国家が植民地支配の結果として低開発状態におかれており、かつそれを克服するために「国家」の役割が重視された点はすべての国に共通する。

このようにみるならば、これらの諸国においては、他の非西欧諸国と同様、その内容に相違があるとはいえ、植民地化以前から存続する「固有法」、植民地期に西欧から導入された「移入法」

とおよび独立後の「発展」をめざして制定された「開発法」という三種の法が存在することが理解される（対象国中、タイは公式的に植民地化されたわけではないが、他の植民地化された諸国と同様に扱っても、さしあたり問題がないと考える）。以下、これら三種の法の成立過程を、「原国家」、「植民地国家」および「開発国家」という国家の発展段階の中でやや詳しく検討し、つづいて開発国家法体制として特徴づけられるこれらの地域の現代法体制について、国家、経済、社会という三分野に分けて概観しよう。

## 1 法体制の発展・法の重層構造と多元的法体制

ここでは東南アジアの法体制の発展過程を跡づけるが、前述したように、これを、原国家法体制、植民地国家法体制および開発国家法体制の三つの段階に分けて論ずることが便利である。

### 原国家法体制——固有法の成立

東南アジア地域にいつ、どのようなかたちで「国家」が成立したのかは明確ではない。一般には二世紀に現在のベトナム周辺に成立した「扶南」が最初の国家であるとされる。その後から海岸部や内陸部の交通の要路に多数の国家が誕生するが、いずれも小規模なものであり、かつイ

ンドよりもたらされたヒンドゥイズムや大乘仏教理念を軸に国家形成が行なわれている。これらのなかからは、クメール、シュリヴィジャヤやマジヤパヒトなどの大帝國に成長したものもあるが、いずれも支配領域は確定的なものではなく、その中心に位置する王の威光により常に変動するという緩やかな性格をもっていた。王はヒンドゥイ理念に従い神と等置され（デヴァラージャ〔神王〕理念、絶大な権力を有していたことを窺わせるが、その実効的支配地域も上記のような理由から限られ、各地に散在する部族共同体は広範な自治を享受していた。

やがて、大陸部のミャンマーとタイではモン族を通じてスリランカから上座部（小乗）仏教が導入され、これを軸にタイではスコータイ（二三八―一三五〇年）、アユタヤー（二三五〇―一七六七年）さらに現ラッタナコーシン王朝（二七八二年）が、またミャンマーではパガン王朝（一〇四四―一二八七年）、タウンゲー王朝（一五三一―一七五二年）さらにアラウンパヤー王朝（二七五二―一八八五年）が成立している。他方、島嶼部で、十三世紀からしだいに浸透してきたイスラムは、それまでヒンドゥイ国家であったマラッカを改宗して、さらにその勢力を伸ばし、フィリピン南部にいたるまで、各地にスルタン国家を生み出した。

これらの宗教はかつてのヒンドゥイ的なものに比べて、より世俗的要素をもち、タイの三印法典、ミャンマーのダルマサッタさらにマラッカの海事法典など優れた法典を残している。しかし、これらの法典の効力も王都や港市を中心とする王圈の及ぶ範囲に限られ、地方においては、各村落の固有の慣習が支配していたと考えてよい。

これに対してベトナムは若干異なっている。同国は絶えず中国の支配や影響を受けており、その過程で儒教が導入された。したがって、フランスにより植民地化されるまで儒教原理の強い王朝が生起している。このようななかで一四八三年には、中国に倣ってポンドゥク法典が編纂された。

#### 植民地国家法体制——西欧法の移入

ヨーロッパ勢力のアジアでの領域支配は、一五一一年のポルトガルのマラッカ占領に始まると考えてよい。つづいてメキシコ経由でスペインが一五六五年頃からフィリピン統治を開始する。ポルトガルは、しばらくは現インドネシア全域から中国海岸部まで進出するが、やがて十七世紀から進出してきたオランダの勢力に撃ち破られ、敗退した。これに対して、スペインは、一七六二—一六四年にはイギリスによるマニラ占領などがあつたものの、一八九八年米西戦争の結果、主権をアメリカに移譲するまで、フィリピンの支配をつづけた。

オランダは、一六〇二年に東インド会社を設立し、ジャワのバタビア（現ジャカルタ）に本拠をおき、東南アジア経営を本格化した。この過程で悪名高い「強制栽培」制度が行なわれた。しかし、十八世紀後半からは、この地域でもイギリスの進出が積極化し、イギリスは一七八六年にペナンを領有、つづいてヨーロッパのナポレオン戦争中の一七九五年には当時オランダが支配していたマラッカを占領した。さらに一八一九年には、ラッフルズによってシンガポールが領有された。一八二四年の英蘭条約により、現在のインドネシアとマレーシア間の国境線は確定された。

その後、シンガポールはイギリスの東南アジア支配の拠点として、現在の発展の基礎をかたちづ  
くった。現マレーシアへの実際の支配が開始されたのは、一八七四年のバンコール条約によつて  
であるといつてよい。

つづいて、大陸部東南アジアでは、インド支配を確立したイギリスが、その後も勢力を拡張し  
つつ、二度にわたる英緬戦争で、最終的に一八八六年にミャンマー全域を植民地化し、インド帝  
国に編入した。ほぼ同時期の一八五九年のサイゴン占領により、フランスはインドシナ経営に乗  
り出し、やがて現インドシナ三国を支配下においた、これらの二大西欧帝国に挟まれたタイは、  
いわば両者の緩衝地帯として、この地域では唯一独立を維持しえたのである。

このように、二十世紀初には、タイを除く東南アジア全域は西欧植民地とされた。ここでは、  
宗主国間で引かれた国境線によるいわば「植民地国家」が成立した。しかし、このような線引き  
がその住民とは無関係であつたことは、この時点にあつてもフィリピン南部やスマトラには原住  
民の強力な独立勢力が存在したことによつても明らかである。またこれが現在に及ぼした深刻な  
影響は、フィリピン・マレーシア間のサバ領有問題やインドネシアの東チモール問題さらにはミ  
ャンマーに典型的にみられる国内の人種・民族問題など枚挙に暇がない。

植民地国家においては、宗主国の法・政治システム、その統治理念さらには植民地の政治・経  
済状況により、さまざまなパターンがあるとはいへ、基本的には宗主国の法が導入された。植民  
地支配が基本的には経済的な動機に基づいているところから、この導入は商事・経済法が中心で

あつたが、これにとどまらず、それを運用する司法裁判所制度さらには「法」に対する基本的理念にも及んでいる。しかし、植民地支配が他の民族を支配することを前提とするものである以上、それは、植民地当局を経由する過程で歪められざるをえなかつた。特に統治体制は、当時から進行する西欧諸国の民主主義体制の確立の方向とは裏腹に、より強権的な性格を帯びざるをえなかつたことはいうまでもない。

これらの西欧移入法が植民地全体をくまなく覆うことはなかつたことも当然である。第一に、当初、植民地当局は、原住民間の争いには彼らの間での法を適用することを原則とした。この原則は、多くの国で、商事・取引法のレベルではしだいに緩和された。しかし、インドネシアでは植民地支配の期間を通じて残され、西欧人等にはオランダ起源の移入法が、原住民には全域で一丸に区分される慣習法たるアダット (Adat) が適用され、このため別個の裁判所が設けられた。これらの異なつた法を調整するために「人際法」(Interpersonal Law) という分野が発展した。

第二に、後にいたつても家族や宗教に関する属人法 (personal law) やその生活と密接に関係する土地法の分野では、当該宗教法や慣習法を適用することが原則とされた。そこではアダット、イスラム法や仏教法と並んで、植民地化の過程で、移民者とともに流入した中国慣習法やヒンドゥ法など多様な法が適用されたのである。

最後に、たとえ、移入法が公式法たる地位を占めたとしても、民衆レベルでは、その運用機構たる裁判所に訴えるよりも、以前から存在する慣行 (非公式法) によって紛争を処理することを

選ぶ例が多かった。

ここに、東南アジアでも、この時期に西欧諸国から移入され、公式法の位置を占めた移入法と、今やその地位を失いながらも、非公式法として民衆の間に根強く生き残った固有法という、法の二重構造がかたちづくられたのである。これが、近代部門と伝統部門という経済的・二重構造、さらには西欧語と現地語に代表される文化的二重構造に対応するものであることはいうまでもない。

#### 開発国家法体制——独立（近代化）と開発法の成立

東南アジア諸国も、第二次大戦の終結とともに新しい道を模索する。日本軍のこの地域への侵攻によって植民地権力が瓦解するのを眼の当たりに見た民衆は、やがて、日本軍への抵抗やその敗北後の真空状態のなかで独立の道を歩みはじめた。戦後復帰した植民地権力もこの動きを押しとどめることができなかつた。とはいえ、戦後の米ソ対立という冷戦構造はこの地域の政治状況をきわめて複雑なものとした。

次節で詳しくみるように、これらの東南アジア新興独立諸国の政治構造が安定するのは、一九五〇年代末からである。この安定を背景に、六〇年代に入ると、第一次「国連開発の十年」がスタートし、これらの諸国は「発展途上国」として位置づけられる。この国家体制は、政治・経済・社会の開発をめざしているという点で、「開発国家」とも呼ぶことができよう。

開発目標は多様であり、またその重点はその国の政治経済状況やまた時代によりさまざまに変



化することは避けられない。しかし、その過程において、国家が積極的な役割を期待されていることについては、すべての国で共通する。このような国家の活動は、多かれ少なかれ、なんらかの「法」によって秩序づけられなければならない。これらの諸法規を「開発法」として概括するならば、そこには、植民地化以前から存在する「固有法」とも、植民地下において宗主国より導入された「移入法」とも異なる特質を読み取ることができよう。

これらの諸法は、独立後政治的安定、経済開発さらに社会改革をめざして数多く制定されているが、視点を変えると、例えば移入法の典型的な例ともいえる「契約法」も、改正に際してあるいは特別法により、機能的には、従来の自治的なものから国家の統制色の強いものに変容している。このように考えるならば、独立後のこれらの諸国の法体制を「開発国家法体制」として特徴づけることができる。このような視点から、以下、ASEAN諸国を中心に東南アジアの開発法体制を、政治（国家）、経済および社会というベクトルを通じて概観しておこう。

## 2 開発国家法体制の現状

### 国家体制と法——憲法：政治的背景

東南アジア諸国の独立は、日本軍の降伏後の戦後の米ソ冷戦という国際環境のなかで、旧宗主

国の復帰とそれに対抗する民族運動勢力という複雑な要素が絡み合つて進行した。

ベトナムでは、抗日運動を指導した社会主義勢力が、旧宗主国たるフランスとの長期の戦いの後、北部に社会主義国家を建設した。南部では、アメリカの強力な支援にもかかわらず、政情不安がつづき、ベトナム戦争後の一九七五年に北部に吸収された。ほぼ同時に、カンボジアとラオスも社会主義化されている。

イギリスの植民地であつたミャンマーは、一九四八年に平和裡に独立を認められたが、少数民族問題等を抱えて政治は安定しなかつた。その結果、六二年のクーデタによつて軍部が権力を掌握した。その後「ビルマ型社会主義」と呼ばれる独特の閉鎖型の国造りが行なわれた。最近では自由化の波が押し寄せ、一方では経済体制の自由化の試みが行なわれ、他方では民主化の要求によつて再び政情が混乱している。

独立当初のASEAN諸国の状況もこれらの二国と類似していた。一九四五年日本の無条件降伏のわずか二日後に一方的に独立を宣言したインドネシアは、四九年のハーグ条約により独立をかちとるまで、オランダと四年間の戦いを強いられた。

一九四六年アメリカから独立を認められたフィリピンも、しばらくは抗日戦線のなかで勢力を伸張していた「フク・バラハップ」との間で厳しい戦闘を強いられ、政情が安定するのは五〇年代後半に入つてからである。

イギリス領であつたマレーシアも、第二次大戦後の一九四八年にマラヤ連邦として自治領とし

ての地位が与えられた。しかし、日本軍と戦って勢力を得たマラヤ共産党は、反英完全独立を求めて武装闘争をつづけた。マラヤ連邦が完全独立を達成するのはその制圧の見通しが立った五七年であった。現在のマレーシアは、五八年に自治領とされたシンガポールと北ボルネオおよびサラワクという二植民地を加えて六三年に成立した。シンガポールは六五年に分離独立している。

タイは、域内唯一の独立国であったが、第二次大戦中は日本軍の進駐を認めた。日本軍が敗北し、撤退した後も、回国では、政情不安がつづき、クーデタないしその未遂事件が頻発している。しかし、一九六〇年代に入ると、ASEAN諸国は、ベトナム戦争の激化とは対照的に安定の方向をみせる。六三年のマレーシアの成立に反対するインドネシアのスカルノ大統領による対決政策は、六五年のクーデタによって、同大統領が失脚したところから失敗に終わり、この政策を支えた共産党は徹底的に弾圧された。この結果、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポールとタイという東南アジア五カ国は、政治的には「反共」という基本政策で一致し、六七年に緩やかな国家連合組織として「東南アジア諸国連合」(Association of South-East Asian Nations: ASEAN)を結成したのである。

この後も、例えば、マレーシアの一九六九年の人種暴動、七二年のフィリピンの戒厳令施行、タイでの何度かのクーデタなどあちこちで政治不安が生じたことは事実であるが、七〇年代には、統治のシステムは、六〇年代からスタートした外資主導型の「工業化」の成功もあり、それ以前に比べて安定する方向にある。

さらに一九七〇年代に入ると、八六年のマルコス体制の崩壊とアキノ政権の成立に端的にみられるように、政治体制の民主化の動きも表面化しているように思われる。

#### 憲法構造の特質

各国の憲法典にも若干の変化がみられる。これについて概括しておこう。

フィリピンでは、独立後も、一九三五年の「コモンウェルス憲法」が若干の修正を施しながら適用された。この憲法は、厳格な三権分立を軸とする大統領制、司法権の独立と違憲立法審査権など、アメリカの憲法を比較的忠実にフォロワーしていた。六〇年代末から憲法の全面改正の動きが本格化した。七二年の戒厳令下において、憲法上の改正手続きによることなく七二年憲法が成立した。この憲法は、形式的にはイギリス型の議院内閣制を採用していたが、肝心の議会は戒厳令下という状況で召集されず、実際にはマルコス大統領の独裁を意味した。八一年の改正により、強大な権限を有する大統領のもとで、議院内閣制が機能するという大統領内閣制（ドゴール型大統領制）に移行した。しかし、八六年の「黄色い革命」後に成立したアキノ政権下の八七年、憲法は再び全面改正された。この憲法は基本的には三五年憲法体制への復帰ということができるが、マルコス独裁体制に対する反省から、大統領や国会議員の再選回数制限、戒厳権力の限定、司法権の独立性の確保や人権保障の徹底などさまざまな「民主化」措置が講じられている。

インドネシアでは、一九五九年にそれまでの五〇年暫定憲法体制から四五五年憲法体制へ帰帰し

た後は、憲法典そのものには変化はない。この憲法典は短いものであり、また統治制度についても、強力な大統領制と並んで、いわば主権的機関としての「国民評議会」を設けるなど、他の諸国の憲法とはかなりの相違がみられる。六五年の政変後の六七年からの「新体制」下で「開発独裁」ともいふべき体制がかたちづくられた。八〇年代後半から政治・経済体制の自由化が進行しつつある。しかし、人口の九割を占めるイスラム教徒による「原理主義運動」などの攪乱要因もあり、逆に、憲法上の基本原則である「建国五原則」(パンチャ・シラ)の名のもとに政治的自由の締めつけも行なわれている。

マレーシアは、一九五七年に独立したマラヤ連邦、英領北ボルネオおよびシンガポールが、六三年に合邦して成立した連邦国家である。この時に制定された憲法が、修正を経ながら現在も適用されている。六五年にはシンガポールが分離独立した結果、現在では九サルタン州と四知事州から成っている。連邦制とはいえ、州の管轄事項は宗教、土地や農林業などに限定され、連邦の権限は大きい。また王制であるが、国王は上記九つのサルタン州のサルタンにより互選され、任期は五年とされる。統治システムはイギリス型の議院内閣制を比較的忠実に採用しているが、最近では国王が政治の舞台に出現することが多くなっている。

一九六九年には人口の多数を占めながら経済的には恵まれないマレー系と経済的優位を占める華人系との間での人種暴動があり、その結果として、一方では、憲法上これらの人種や言語の問題を議論することは制限され、他方ではマレー系の人々の経済的地位を向上するための「ブミプ

トラ」(土地の子)政策が実施されている。

シンガポールは一九六五年マレーシアから分離した都市国家である。憲法典は、マレーシア憲法、シンガポール州憲法とシンガポール独立法の三者よりなるが、現在では、これらは一つのテキストに収録されている。マレーシアと同じく基本的には議院内閣制を採用しているが、実際にはリー・クワン・ユー前首相率いる人民行動党の一党独裁といってよい。また、最近では、社会理念としての儒教精神の強調に加えて、一部選挙区で三人の候補者を一つの単位として選挙するという「集団選挙制」が実施されている。さらに九一年の憲法改正により、従来は国会により選出された象徴的な大統領を直接選挙に改め、これにかなりの程度の実権を与える「選挙大統領制」が導入された。これは、七〇年代にアジア各国で採用された「ドゴール型大統領制」と共通する側面をもつ。

タイの憲法は、戦後も憲法↓クーデタ↓クーデタ政権による暫定憲法↓新憲法という循環を繰り返している。いずれの憲法も王制を採用し、国王は仏教徒たることと定める点では共通するが、イギリス型の議院内閣制と大陸型(ないし戦前の日本型)の超然内閣制の間を往き来している。一九七八年憲法の制定以降は比較的安定し、八七年には史上初めて平和的な政権移譲が行なわれた。同憲法は基本的にイギリス型議院内閣制を採用しているが、首相は議員たることを要しないことや憲法裁判委員会の規定など、大陸型の制度の影響も大きい。九一年二月には再びクーデタが発生し、より行政権の強い憲法体制が模索され、同年十二月には新憲法が制定・施行された。

経済体制と法——商事・取引・経済法

ASEAN諸国は、経済体制としてはおおむね市場システムを採用しており、その経済活動を規制する商事・取引法とそれをめぐる紛争の解決をめざす司法制度は、とりわけ重要なものである。これらはいずれも、旧宗主国のそれを大幅に採用している。

契約法を例にとると、フィリピンでは一九四九年に民法典が制定されているが、これにはスペイン統治下の民法典とその後に導入されたアメリカ法が混交している。

インドネシアは、植民地下において原住民にはアゲットを適用するというオランダの政策もあり、現在でも公式的にはオランダ統治下の一八四二年に制定された民法典は、一部を除きアメリカの「リステートメント」のようなものにすぎないとされている。もともと特に都市部での紛争については、実際には大幅に同法典が採用されている。現在「国民法」(フクム・ナショナル)として契約法典の編纂が進んでいるが、これもオランダ法を範にとつているといわれる。

マレーシアとシンガポールではイギリス法が継受されているが、商事・経済法に関しては、前者では、その契約法典にみるように、インドから制定法の多くが導入されたのに対して、後者ではイギリス本国の判例法が直接に導入されているという違いがある。

タイでは、十九世紀末から不平等条約撤廃をめざして法典編纂が行なわれたが、その一環として、一九三五年に民商法典が全編施行された。同法典は、基本的にはドイツやフランス(さらに日本)という大陸法の影響が大きいものの、随所にイギリス法の影響もみることができる。この

ような複数国の法を導入できたのは、タイが一応独立国であったという事実による。

しかし、これらの法は経済活動を規律するものではあっても、経済発展を促進するものとはいえない。経済発展を促進するための法について、第Ⅱ部で検討しているので、ここではASEAN諸国におけるその特質を摘記しておこう。

これらの諸国で「開発」が本格化するの是一九六〇年代に入ってからである。それは、外国資本を積極的に活用するものであったという点で、他のアジア地域とは区別される。この理由は単純である。ASEAN諸国は、独立以前は貿易中継地とされたシンガポールを除いて、せいぜいのところ米やゴムなどの一次産品の生産現場として位置づけられた。これらの生産・海外への輸出も西欧諸国の植民地資本や華僑資本の独占するところであり、国内における資本蓄積はごく限られたものでしかなかったのである。その経済発展のためには、外国資本を動員するよりほかなかった。

このために、各国で外国資本の誘致を主目的とする「投資法」が制定された。この法律は、当初の輸入代替型から輸出指向型への工業政策の変更や、外資の無制限誘致から選択的誘致など政策的な変化に対応しながら、諸国の経済発展に大きな役割を演じている。これに関連して、一九六〇年代末から日本の投資が活発化し、やがて、旧宗主国資本を追い抜き、多くの国でそれが圧倒的な力を得るにいたること、この過程で同じく急成長する華僑資本はなんらかの形で「国内化」を迫られたことは重要である。



外資の積極的活用からみることができるよう、その発展パターンは「市場重視型」であり、中国やインドのような経済システムの全面的ないし大幅な規制は行なわれなかった。

それでも、一九七〇年代に入り、開発の副産物ともいえる貧富の差の拡大が表面化するにつれて、所得格差の是正という面から規制が行なわれはじめた。その背景には、七〇年代初頭から積極化した「新国際経済秩序」(NIEO)宣言に象徴されるような第三世界の経済ナショナリズムの高揚があったことはいままでもない。

その典型的なものはマレーシアの「新経済政策」ないし「プミプトラ政策」である。この政策は、経済的に恵まれないマレー系国民の地位向上をめざして、例えば一九九〇年までに国内の全会社の人種別持株比率を、マレー系、非マレー系と外国人の間で三対四対三と設定し、この基本目標に向かって経済政策を実施するというものである。このために、「工業調整法」という立法も行なわれた。同様の政策はインドネシアでも「プリプミ政策」として行なわれている。

この種の政策は、マレーシアのような特別法の有無にかかわらず、シンガポールを除くASEAN諸国で共通してみられ、この場合、外国投資法、会社法や証券市場育成のための立法などがその目的のために活用されている。

一九八〇年代後半に入り、ASEAN諸国でも経済体制の自由化、規制緩和の動きが急である。この背景には、これらの地域の経済発展がある程度成功を収めたことがあるといつてよい。すでに中進国として位置づけられていたシンガポールはもとより、マレーシアやタイも、日本などが

らの積極的な投資もあって、急速に中進国化していった。政治不安に揺れ動いているフィリピンを例外として、これら諸国の経済発展にはめざましいものがある。

それが技術の高度化をとまなうものであったところから、この頃から技術法制の発展が急速となった。もともと、その政策は一九七〇年代の経済ナシヨナリズムを前提とした多国籍企業に対する技術移転規制（その典型なものはフィリピンやマレーシアの技術移転に関するガイドライン）とは明らかに異なり、特許・商標権や著作権という知的財産権を積極的に保護するというものであった。その背景には、これらの地域において、アメリカが知的財産権を軸にして自らの優位を保つことを狙ったという側面が大きい。しかし、このような法制を受け入れることができるまでに、これら諸国の経済体制の成熟がみられたことも、また事実である。

#### 社会体制（社会発展）と法——家族・社会・宗教と法

東南アジア社会を規定する親族組織は、基本的に「双系制」とされており、中国やインドの単系制のそれに比べて、親族の結合力は弱いとされている。それでも、多くの論者が「パトロン・クライアント」関係として特徴づけるように、地縁・血縁という関係は、社会のみならず、政治や経済の分野で大きな部分を占めている。

社会の規定単位である家族に関しては、前述の双系制ということを考えれば、東南アジアの原基社会においては、インドや中国にみられるほどの「男尊女卑」という構造は存在しなかったと

考えてよい。しかし、新しく入ってきたタイでの仏教、マレーシア、インドネシアやフィリピン南部のイスラムやフィリピンの人口の大半を占めるカソリック、そして全地域に散らばる華人社会における中国慣習法などは父権制の強いものといえよう。

諸国の家族法は、基本的には、これらの宗教規範の影響を強く受けている。特にイスラムの婚姻、離婚や扶養などに関しては、多くの国では包括的立法を有せず、シャリーア（イスラム法）裁判所などの特別の裁判所で管轄されている。ここでは、イスラム法は、アダットなどの固有の慣習法と結合しながら、信者間の自治法として機能している。インドネシアは、ムスリム（イスラム教徒）が九〇%を占めるにもかかわらず、一九七三年に世俗的な婚姻法を制定したが、同法はいわば手続法であり、実体法のレベルでは、それぞれイスラム法、アダットや中国慣習法がかなりの程度適用されるのではないかと考えられる。

フィリピンでは、一九五〇年の民法典により包括的な家族法が制定されたが、この法典も、例えば離婚を認めないなどのカソリックの影響が強く、一九八七年に新しく制定された家族法典も同様である。タイでも、民商法典中に第五編親族と第六編相続の規定がおかれているが、いずれも、他の編と異なり固有の慣習法の影響が強い。もっとも、両国では、この家族法は南部地域のムスリムを除くすべての国民に適用される。

マレーシアやシンガポールでは、ムスリム以外に適用される家族法典（シンガポールの「婦人憲章法」= Women's Charter, 1961 とマレーシアの「法改革（婚姻・離婚）法」= Law Reform (Marriage and

Divorce) Act. 1976、いずれもイギリスの家族法の影響を受けたといわれる)を有しており、両国の華人やインド系の人々には原則としてこの法律が適用される。

家族を超えた社会組織としては自治体があげられるが、多くの国においては、農村レベルでは公式的であれ、非公式的であれ、植民地化以前の固有の自治的な村落システムを維持しているといわれる。このような組織は、フィリピンのバランガイのようにそれを都市にまで拡大して、公式の自治体の基本単位に制度化する例もある。

大都市においては、都市の肥大化によるスラム問題にみられるように都市環境の悪化が進行しつつある。ここでは既存の自治体組織の下により小規模な自治組織を設定し、そこへの住民参加を確保することによって、この問題を解決しようという動きがみられる。最近のシンガポールの「町会」の組織化も同様の方向で考えられよう。

このような社会共同体と法とのかかわりで注目すべきものは、最近では先進諸国でもいわれている「インフォーマル・ジャスティス」の動きである。アジアの諸国では、植民地化以前から村落レベルの自治という構造が強く、そこでの紛争は、国家の裁判所に持ち込まれることは希であり、ほとんどは村落内で自治的に解決されていた。

植民地化の過程で持ち込まれた「近代的裁判所制度」も、言語やその担い手の問題から、これらの農村レベルに浸透することができなかった。植民地下という状況では、法律言語はおおむね宗主国の国語であり、それは一般の大衆にとってはまったく了解不可能なそして対立的な存在で

あつた。独立後、状況は改善されたとはいへ、貧しい人々にとつては訴訟費用、訴訟に要する時間やそこでの手続きの難解性などから、「裁判所」はやはり遠い存在であつた。また、これを維持するための費用も無視できない。そこで、それを代替するための制度として登場したのがインフォーマル・ジャスティス運動である。

現在では、その制度化はフィリピンの「バランガイ正義」制度に限られているが、例えば、インドネシアではすべての訴訟について裁判官は和解・調停手続をまず行なうものとされており、タイでも、有形・無形の和解・調停が一般化しているといわれる。これらは、前述の公式・非公式の「自治組織」と重なっており、スラムや失業などのいわば開発過程で生じるさまざまな矛盾や困難を解決する手段として注目される。

インフォーマル・ジャスティス運動自体は、すでにみたとおり、東南アジアに限られたものではない。それが、紛争を正邪、善悪や権利の有無の二分法で解決する欧米型の法システムとは異質なものであることはいうまでもない。ここでは、紛争に関係する社会構成員全員が全体的な調和をめざした解決方法を求めるということが前提とされているからである。この調和を尊重するという点において、東南アジアには、他のアジア諸国以上に、これを選好する価値意識が存在しているように思われる。

さらに長期的・歴史的な視点に立つて、現代社会の個人主義化や利益優先主義化の徹底により、例えばゴミ問題から老人問題にいたるまでさまざまな問題に直面している先進諸国の状況をみる

ならば、このような動きが示唆するところは大きいといわねばならない。

### まとめ

以上、東南アジアの法と発展の問題を、ASEAN諸国を中心にごく大まかに検討してきた。ここでは、コモンローやシビルローという西欧二大法系をはじめ、ヒンドゥー、イスラムおよび中国慣習法という東洋大法系、さらには各地の固有の文化システムというように、実に多様な法が現実には機能している。それは、単に域内ばかりでなく、一国内においてもそうである。

これらの地域が、多くの問題を抱えながらも、他のアジアのみならず、世界的にみても経済的パフォーマンスがおおむね良好であることはよく知られている。しかしこれとこのような多元的法制とどう関係するのであろうか。

この点については、各国において、表面上は欧米より移入された法システムが機能しているようにみえるにもかかわらず、その底には、これらの社会の固有のシステムがヴィヴィッドに息づいているという事実と関係しているように思われるが、その連関性については将来の検討課題である。